

議 事 録

会議の名称	令和5年度第1回登米市農業委員会総会
開催日時	令和5年4月25日（火） 午後1時30分 開会 午後3時7分閉会
開催場所	中田庁舎3階 旧議場
議長の名氏	高橋 清範 会長
出席者（委員）の氏名	<p>1番 岩 淵 勉 2番 佐々木 まき子 3番 櫻 井 利 光 4番 菅 原 浩 之 5番 田 島 幹 雄 6番 阿 部 晃 徳 7番 柴 崎 専 一 8番 佐 藤 瑛 彦 9番 鈴 木 巖 10番 佐 藤 幸 治 11番 松 野 秀 郎 12番 阿 部 静 男 13番 鈴 木 泰 子 14番 浅 野 和 宏 15番 五十嵐 幸 喜 16番 尾 張 勝 17番 芳 村 忠 市 18番 三 塚 芳 毅 19番 芳 賀 秀 二 20番 小野寺 義 幸 21番 佐 藤 久 順 22番 上 野 栄 公 23番 門 馬 一 郎 24番 高 橋 清 範</p> <p>（は欠席委員、は遅参委員、は早退委員）</p>
事務局職員職氏名	<p>説明員：農業委員会事務局 事務局長 遠藤 貞、事務局次長 佐々木 祐也、局長補佐 長谷 勝 農地管理係 主幹兼係長 園田 孝史、主幹 佐藤 聡、主査 千葉 貴行、 主事 千葉 隆球</p> <p>説明員：産業経済部 産業総務課 課長補佐兼産業総務係長 千葉 竜二、主事 佐藤 翔</p> <p>書記：農業委員会事務局 主幹兼農地管理係長 園田 孝史</p>
議 題	<p>報告第1号 令和4年度登米市農業委員会事業報告について</p> <p>報告第2号 農地法第18条第6項の規定による届出について</p> <p>報告第3号 使用貸借権の合意解約について</p> <p>報告第4号 農地基本台帳新規（補正）登載申請について</p> <p>報告第5号 農地法第5条の規定による許可書の返納について</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について</p> <p>議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について</p> <p>議案第4号 非農地証明願について</p> <p>議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について</p> <p>議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の取消につ</p>

	<p>いて</p> <p>議案第7号 農地利用状況調査に伴う非農地の判断について</p> <p>議案第8号 登米農業振興地域整備計画の変更に関する意見の決定について</p>
会 議 結 果	<p>議案第1号 申請のとおり許可することに決定した。</p> <p>議案第2号 許可相当との意見を付すこととした。</p> <p>議案第3号 許可相当との意見を付すこととした。</p> <p>議案第4号 願出のとおり証明することに決定した。</p> <p>議案第5号 原案のとおり決定した。</p> <p>議案第6号 原案のとおり決定した。</p> <p>議案第7号 原案のとおり決定した。</p> <p>議案第8号 異議はないが、進行番号1番、3番について、既に利用状況が変更されていることから、その点を指導されたいとの意見を付すことに決定した。</p>
会 議 の 概 要	下記のとおり
会 議 資 料	<p>令和5年度第1回登米市農業委員会総会資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議案書 ・ 議案説明資料 ・ 諸般の報告 ・ 報告第1号資料（令和4年度登米市農業委員会事業報告） ・ 農地法第3条調査書
発 言 者	議 題 ・ 発 言 ・ 結 果
議 長	<ul style="list-style-type: none"> ・ あいさつ ・ 議案説明のための出席説明員及び書記の報告
議 長	<p>日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。</p> <p>議事録署名委員は、会議規則第38条第2項の規定により、21番 佐藤 久順委員、22番 上野 栄公 委員を指名します。</p>
議 長	<p>日程第2、「会期の決定」を議題といたします。</p> <p>お諮りします。本総会の会期は本日1日間としたいと思います。</p> <p>これにご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって本総会の会期は本日1日間とすることに決定しました。</p>
議 長	<p>日程第3、「諸般の報告」を行います。</p> <p>諸般の報告は、お手元に配布しております別紙報告書のとおりです。</p> <p>これで諸般の報告を終わります。</p>

議長	<p>日程第4、議案第8号「登米農業振興地域整備計画の変更に関する意見の決定について」を議題とします。</p> <p>事務局並びに産業経済部から説明を求めます。</p> <p>はじめに、事務局から説明願います。</p> <p>《事務局説明》</p>
議長	<p>次に、産業経済部から説明願います。</p> <p>《産業経済部説明》</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p>
議長	<p>ここで、現地調査員から調査結果の報告を求めます。</p> <p>はじめに、第1分科会の報告を登壇してお願いいたします。</p>
3番委員	<p>登米市農業委員会第1分科会に係る現地確認調査は、令和5年4月21日、午後1時30分から委員3名により、事務局職員及び産業経済部職員の案内で実施いたしました。その調査結果について報告します。</p> <p>除外の進行番号2番、3番について、事務局説明のとおりです。</p> <p>これらの申請地については、農用地区域以外に代替地もなく、他の農用地利用への支障、集団性の確保、土地利用の混在、担い手等への農用地の利用集積、及び農用地の保全又は被害防除に支障を及ぼすおそれがないと認められます。</p> <p>また、基盤整備事業は工事を完了してから8年以上経過しており、除外における要件をすべて満たしていると思われ、除外については妥当との意見で一致しました。</p> <p>しかし、進行番号3番については、既に一部、農外利用されていることから、今後は関係法令等を遵守し、適正に手続きを行うように指導するよう付すべきと思われまます。</p> <p>以上のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">令和5年4月25日</p> <p style="text-align: right;"> 現地調査委員 2番 佐々木 まき子 委員 6番 阿部 晃徳 委員 3番 櫻井 利光 委員 </p>
議長	<p>次に、第2分科会の報告を登壇してお願いいたします。</p>
19番委員	<p>登米市農業委員会第2分科会に係る現地確認調査は、令和5年4月20日、午後1時15分から委員3名により、事務局職員及び産業経済部職員の案内で実施</p>

いたしました。その調査結果について報告します。

用途変更の進行番号の1番について、事務局説明のとおりです。

この申請は、農用区域以外に代替地もなく、他の農用地の利用の支障、集団性の確保、土地利用の混在、担い手等への農用地の利用集積及び農用地の保全又は被害防除に支障を及ぼすおそれがないと認められ、用途変更における要件を満たしていると思われることから、用途変更については妥当との意見で一致しました。

しかし、申請地は、既に農外利用されていることから、今後は関係法令等を遵守し、適正に手続きを行うように指導するよう付すべきと思われます。

併せて、農地の一部を用途変更、転用しようとするもので、残される農地もあることから、今後、確実に農地として利用されるよう、指導することを付すべきと思われます。

以上のとおり報告します。

令和5年4月25日

現地調査委員 16番 尾張 勝 委員
23番 門馬 一郎 委員
19番 芳賀 秀二 委員

議長

調査報告が終わりました。

議長

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

《質疑なしの声あり》

議長

無いようなのでこれで、質疑を終わります。

議長

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。

本案は、異議なしと意見を決定するものの、進行番号1番、3番については、既に利用状況が変更されていることから、今後は関係法令等を遵守し、適正に手続きを行うように指導するよう付すことにします。

これにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

議長

異議なしと認めます。

よって、議案第8号「登米農業振興地域整備計画の変更に関する意見の決定について」は、異議なしとの意見を決定するものの、進行番号1番、3番については、適正に手続きを行うように指導するよう付した上で、市長に提出することに

議長	<p>決定しました。</p> <p>ここで、職員の入替えのため、暫時休憩いたします。</p> <p>《 休 憩 》</p>
議長	再開いたします。
議長	<p>日程第5、報告第1号「令和4年度登米市農業委員会事業報告について」を議題とします。</p>
議長	<p>事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これで、報告第1号を終わります。</p>
議長	<p>日程第6、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による届出について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これで、報告第2号を終わります。</p>
議長	<p>日程第7、報告第3号「使用貸借権の合意解約について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これで、報告第3号を終わります。</p>
議長	<p>日程第8、報告第4号「農地基本台帳新規（補正）登載申請について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>

議長	<p>説明が終わりました。 これで、報告第4号を終わります。</p>
議長	<p>日程第9、報告第5号「農地法第5条の規定による許可書の返納について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
議長	<p>説明が終わりました。 これで、報告第5号を終わります。</p>
議長	<p>日程第10、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
事務局	<p>本議案に係る許可要件は、別紙「農地法第3条調査書」により確認しております。</p> <p>進行番号1番については、調査結果1となります。</p> <p>法第3条第2項第1号の「全部効率利用」については、譲受人の経営農地は全て耕作されており、基幹作業については作業委託し、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。</p> <p>第2号については、譲受人は個人であり適用はありません。</p> <p>第3号についても、信託ではないため適用はありません。</p> <p>第4号の農作業への常時従事については、譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれます。</p> <p>第5号の転貸禁止については、所有権の移転であり、転貸にはあたりません。</p> <p>進行番号2番以降については、別紙調査書に記載のとおりで、法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると思われま。</p> <p>また、第6号の地域との調和要件については、申請地の担当農業委員に資料を送付し、事前に現地の確認をお願いしておりますので、ご報告いただきたいと思ひます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p>
議長	<p>ここで、現地調査委員から調査結果の報告を求めます。 第1分科会の報告を登壇してお願いします。</p>

3 番委員	<p>登米市農業委員会第1分科会に係る現地確認調査は、令和5年4月21日、午後1時30分から委員3名により、事務局職員の案内で実施いたしました。その調査結果について報告します。</p> <p>農地放題3条進行番号2番について、別紙議案説明資料1ページから8ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、登米市迫町に居住する譲受人が同じく迫町に居住する譲渡人から、農業経営を始めるため、迫町新田地内の農地を譲り受け、耕作を行うものです。譲受人は、現在、農地を耕作しておりませんが、保有している機械の能力などからみて効率的に利用できるものと見込まれます。</p> <p>以上のとおり報告します。</p> <p>令和5年4月25日</p> <p style="text-align: right;">現地調査委員 2番 佐々木 まき子 委員 6番 阿部 晃徳 委員 3番 櫻井 利光 委員</p>
議長	調査報告が終わりました。
議長	次に、地域との調和要件について、担当委員から自席にて発言をお願いします。なお、進行番号5番については、私が担当委員になっており、支障ありません。
議長	<p>進行番号1番について、2番 佐々木 まき子 委員</p> <p>《支障なしの声を確認》</p>
議長	<p>進行番号4番について、21番 佐藤 久順 委員</p> <p>《支障なしの声を確認》</p>
議長	<p>進行番号6番について、13番 鈴木 泰子 委員</p> <p>《支障なしの声を確認》</p>
議長	<p>進行番号7番から9番について、11番 松野 秀郎 委員</p> <p>《支障なしの声を確認》</p>
議長	<p>進行番号10番から11番について、15番 五十嵐 幸喜 委員</p> <p>《支障なしの声を確認》</p>

議長	いずれも支障等はないようですので、これより質疑を行います。
議長	質疑はございませんか。 《質疑なしの声を確認》
議長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。
議長	これから議案第1号を採決します。 お諮りします。 本案は申請のとおり許可することに、ご異議ございませんか。 《異議なしの声を確認》
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定しました。
議長	次に、日程第11、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について」、さらに、日程第12、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について」を一括議題とします。
議長	事務局から説明を求めます。 《事務局説明》
議長	本議案に係る申請は、第4条申請が1件、第5条申請が11件です。適用法令等を確認したところ、農地法第4条第6項各号及び農地法第5条第2項各号の規定に該当せず、いわゆる許可基準である一般基準及び立地基準を満たしており、許可要件の全てを満たしていると思われまます。 以上で説明を終わります。
議長	説明が終わりました。
議長	ここで、現地調査委員から調査結果の報告を求めます。 はじめに、第1分科会の報告を登壇してお願いいたします。 3番 櫻井 利光 委員
3番委員	農地法第5条の進行番号1番については、別紙議案説明資料12ページから14

ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に牛舎及び堆肥舎を整備するものです。農地区分としては、農用地区域内にある農地で、原則的には、転用等ができない案件ではありますが、例外的に、許可できる用途区分が農業用施設用地であると同時に農業用施設が整備されるものであり、転用における周囲における影響もみうけられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号2番については、別紙議案説明資料15ページから17ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に駐車場及び資材置場を整備するもので、農地区分としては、第1種農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用の要件は満たされており。

また、申請地の一部が既に農外利用されていることから、申請人より始末書を徴し、やむを得ず転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号3番、4番については、別紙議案説明資料18ページから20ページ、21ページから23ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に店舗等の建築及び駐車場を整備するもので、農地区分としては、第1種農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設として設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号5番については、別紙議案説明資料24ページから26ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に牛舎及び堆肥舎を整備するもので、農地区分としては、農用地区域内にある農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、用途区分が農業用施設用地である農地に、農業用施設が整備されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用の要件は満たされており。

また、申請地の一部が既に農外利用されていることから、申請人より始末書を徴し、やむを得ず転用は妥当との意見で一致しました。

以上のとおり報告します。

令和5年4月25日

現地調査委員 2番 佐々木 まき子 委員

6番 阿部 晃徳 委員

3番 櫻井 利光 委員

議長

次に、第2分科会の報告を登壇してお願いいたします。

19番 芳賀 秀二 委員

19 番委員

登米市農業委員会第2分科会に係る現地確認調査は、令和5年4月20日、午後1時30分から委員3名により、事務局職員の案内で実施いたしました。その調査結果について報告します。

農地法第4条の進行番号1番、農地法第5条の進行番号10番については、別紙議案説明資料9ページから11ページ、39ページから41ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に事務所、倉庫兼作業所、資材置場を整備するもので、農地区分としては、第1種農地で、原則的には転用許可ができない農地ですが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

農地法第5条の進行番号6番については、別紙議案説明資料27ページから29ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に資材置場を整地するもので、農地区分としては、おおむね300m以内に鉄道の駅、市役所等がある、第3種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号7番については、別紙議案説明資料30ページから32ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に太陽光発電施設を設置するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号8番については、別紙議案説明資料33ページから35ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、第1種農地で、原則的には転用許可ができない農地ですが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号9番については、別紙議案説明資料36ページから38ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であり、都市計画区域の用途地域内である、第3種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号11番については、別紙議案説明資料51ページから53ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に建売住宅4棟を新築するもので、農地区分としては、おおむね300m以内に鉄道の駅、市役所等がある、第3種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

以上のとおり報告します。

令和5年4月25日

	<p style="text-align: right;">現地調査委員 16番 尾張 勝 委員 23番 門馬 一郎 委員 19番 芳賀 秀二 委員</p>
議長	調査報告が終わりました。
議長	これより、議案第2号、議案第3号について、一括して質疑を行います。質疑はございませんか。
18番委員	進行番号第1号と5号の関係で、畜舎の関係すけれども、保健所の方に廃棄物の届出が必要だと思うのですけれども、その辺のご指導等はどうなっているのでしょうか。
事務局	事務局の方で確認させていただいておりました。この件につきましては、申請者様本人の方でそれぞれ確認、許可の方を進めておまして、その分の手続きについても順調に進んでいるというふうに伺っております。
18番委員	その旨を本人から進めているということでございますけれども、この項目に今までも確か入ってたんですよね。ここの項目にも入れておいたほうがよろしいのではないかと思うんですけれども。
事務局	今、いただきましたご意見も踏まえて、今後資料を作成してまいりたいと思います。
議長	<p>質疑はありませんか。 無ければ、これで質疑を終わります。</p> <p>《質疑なしの声を確認》</p>
議長	<p>これから議案第2号を採決します。 お諮りします。 本案は、許可相当と決定することに、ご異議ありませんか。</p> <p>《質疑なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 よって、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について」は許可相当と決定し、知事に送付します。</p>
議長	<p>次に、議案第3号を採決します。 お諮りします。</p>

<p>議長</p>	<p>本案は、許可相当と決定することに、ご異議ありませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について」は許可相当と決定し、知事に送付します。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、日程第13 議案第4号「非農地証明願について」を議題とします。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
<p>事務局</p>	<p>本議案に係る申請は、証明する要件を満たしていると思われます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>農地利用状況調査結果に基づく非農地証明願については、非農地証明書交付事務処理要領第5条ただし書きにより、現地調査を省略しております。</p>
<p>議長</p>	<p>これより質疑を行います。</p> <p>質疑はございませんか。</p> <p>《質疑なしの声を確認》</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで、質疑を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>これから議案第4号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本案は、願出のとおり証明することに、ご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第4号「非農地証明願について」は願出のとおり証明することに決定しました。</p>
<p>議長</p>	<p>日程第14、議案第5号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。</p>

議長	<p>本案件については、所有権移転の進行番号6番、7番、8番、9番、利用権設定の進行番号9番、10番、24番、一括方式の進行番号5番、13番が委員に関する案件であり「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に該当します。</p> <p>したがいまして、審議の進め方を「委員に関する案件」と「委員に関する案件以外の案件」に分離して行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>利用権設定の進行番号12番、一括方式の進行番号1番、2番、3番、7番、10番、12番、19番、20番が委員に関する案件ですので「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に該当します。</p> <p>したがいまして、審議の進め方につきましては、「委員に関する案件」と「委員に関する以外の案件」にそれぞれ分離して行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本議案の審議につきましては、分離して行うことに決定しました。</p>
議長	<p>はじめに「委員に関する案件」の所有権移転、進行番号6番、7番、8番、9番について審議に入ります。</p> <p>本案件は、11番松野秀郎委員に関する案件であり、同委員の退場を求めます。</p> <p style="text-align: center;">《退場を確認》</p>
議長	<p>それでは、事務局から説明を求めます。</p> <p style="text-align: center;">《事務局説明》</p>
事務局	<p>本案に係る申請については、適用法令を確認したところ、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項に基づく農用地利用集積計画の各要件をすべて満たしていると思われまます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより質疑を行います。</p> <p>質疑はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《質疑なしのを確認》</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p>

議長	<p>これで質疑を終わります。</p> <p>これから所有権移転、進行番号6番、7番、8番、9番を採決します。 お諮りします。 本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第5号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」の所有権移転、進行番号6番、7番、8番、9番は原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>11番 松野 秀郎 委員 の入場を許可します。</p> <p>《着席を確認》</p>
議長	<p>次に、「委員に関する案件」利用権設定の進行番号9番、10番についての審議に入ります。</p>
議長	<p>本案件は、6番阿部晃徳委員に関する案件ですので、同委員の退場を求めます。</p> <p>《退場を確認》</p>
議長	<p>それでは、事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
事務局	<p>本案に係る申請については、適用法令を確認したところ、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項に基づく農用地利用集積計画の各要件をすべて満たしていると思われまます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。 これより質疑を行います。 質疑はございませんか。</p> <p>《質疑なしのを確認》</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。</p>

議長	<p>これから議案第5号の利用権設定の進行番号9番、10番を採決します。 お諮りします。 本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 よって、議案第5号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」の「委員に関する案件」、利用権設定の進行番号9番、10番は原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>6番阿部晃徳委員の入場を許可します。</p> <p>《着席を確認》</p>
議長	<p>次に、「委員に関する案件」利用権設定の進行番号24番についての審議に入ります。</p>
議長	<p>本案件は、23番門馬一郎委員に関する案件であり、同委員の退場を求めます。</p> <p>《退場を確認》</p>
議長	<p>それでは、事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
事務局	<p>本案に係る申請については、適用法令を確認したところ、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項に基づく農用地利用集積計画の各要件をすべて満たしていると思われまます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。 これより質疑を行います。 質疑はございませんか。</p> <p>《質疑なしのを確認》</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。</p>

議長	<p>これから議案第5号の利用権設定の進行番号24番を採決します。 お諮りします。 本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 よって、議案第5号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」の「委員に関する案件」、利用権設定の進行番号9番、10番は原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>23番門馬一郎委員の入場を許可します。</p> <p>《着席を確認》</p>
議長	<p>次に、「委員に関する案件」一括方式の進行番号5番についての審議に入ります。</p>
議長	<p>本案件は、3番櫻井利光委員に関する案件であり、同委員の退場を求めます。</p> <p>《退場を確認》</p>
議長	<p>それでは、事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
事務局	<p>本案に係る申請については、適用法令を確認したところ、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項に基づく農用地利用集積計画の各要件をすべて満たしていると思われまます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。 これより質疑を行います。 質疑はございませんか。</p> <p>《質疑なしのを確認》</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。</p>

議長	<p>これから議案第5号の一括方式の進行番号5番を採決します。 お諮りします。 本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 よって、議案第5号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」の「委員に関する案件」、一括方式の進行番号5番は原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>3番櫻井利光委員の入場を許可します。</p> <p>《着席を確認》</p>
議長	<p>次に、「委員に関する案件」の一括方式の進行番号13番についての審議に入ります。</p>
議長	<p>本案件は、7番柴崎専一委員に関する案件であり、同委員の退場を求めます。</p> <p>《退場を確認》</p>
議長	<p>それでは、事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
事務局	<p>本案に係る申請については、適用法令を確認したところ、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項に基づく農用地利用集積計画の各要件をすべて満たしていると思われまます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。 これより質疑を行います。 質疑はございませんか。</p> <p>《質疑なしのを確認》</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。</p>

議長	<p>これから議案第5号の一括方式の進行番号13番を採決します。 お諮りします。 本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 よって、議案第5号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」の「委員に関する案件」、一括方式の進行番号13番は原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>7番柴崎専一委員の入場を許可します。</p> <p>《着席を確認》</p>
議長	<p>次に、「委員に関する案件以外の案件」について説明を求めます。」</p>
委員	<p>8番残ってるよ。 一括方式の8番。</p>
議長	<p>次に、「委員に関する案件」一括方式の進行番号8番についての審議に入ります。</p>
議長	<p>本案件は、17番芳村忠市委員に関する案件であり、同委員の退場を求めます。</p> <p>《退場を確認》</p>
議長	<p>それでは、事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
事務局	<p>本案に係る申請については、適用法令を確認したところ、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項に基づく農用地利用集積計画の各要件をすべて満たしていると思われま。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。 これより質疑を行います。 質疑はございませんか。</p>

議長	<p>《質疑なしの確認》</p> <p>質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。</p>
議長	<p>これより議案第5号の一括方式利用権設定の進行番号8番を採決します。 お諮りします。 本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 よって、議案第5号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」の、一括方式の進行番号8番は原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>17番芳村忠市委員の入場を許可します。</p> <p>《着席を確認》</p>
議長	<p>次に、議案第5号の「委員に関する案件以外の案件」について審議に入ります。</p>
議長	<p>事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
事務局	<p>本案に係る申請については、適用法令を確認したところ、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項に基づく農用地利用集積計画の各要件をすべて満たしていると思われま</p> <p>います。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。 これより質疑を行います。 質疑はございませんか。</p> <p>《質疑なしの声を確認》</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。 これで、質疑を終わります。</p>

議長	<p>これから議案第5号の「委員に関する案件以外の案件」について採決します。 お諮りします。 本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 よって、議案第5号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」の「委員に関する案件以外の案件」については原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>次に、議案第6号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の取消について」を議題とします。 事務局から説明を求めます</p> <p>《事務局説明》</p>
議長	<p>説明が終わりました。 これより質疑を行います。 質疑はありませんか。</p>
12 番委員	<p>ここに、理由が登記閉鎖中のためということなんですけれども、この案件については、先月、3月27日にですね。進行番号1番、2番ということで所有者の土地を審議して可決したんですけれども、今回、取消ということになります。それで、登記閉鎖中ということなんですけれども、一般に登記閉鎖中ということになれば、土地が合筆するとかということで、登記官の所見で登記閉鎖する、あるいは、圃場整備とかなんかにおいて、換地処分をするときに、登記閉鎖ということになるんですね。今回は、どちらが取られてこのようになったのか、あるいは申請の時に、事務局の方で何らかの情報は入っていると思うんですけれども、情報が無くて上がってきたものにですね、申請者からそのまま議案としたものなのかお伺いしたいと思います。</p>
事務局	<p>委員からご説明のお話しでしたが、その内容については、圃場整備の換地になっております。本換地中ということなので登記閉鎖中となります。それにもとづいて、この3筆は一度取消させていただいて、そのうちの沼崎2筆についてはまだ本換地中ということなのでできません。今回、新穴山の方については、この取消後に改めて申請いただくということでご本人さんに理解いただいております。</p>
12 番委員	<p>いわゆる換地処分中ということなんですけれども、いわゆる、このように議案にする前に事務局の方でわからなかったということをお聞きしている訳ですよ。</p>

	<p>ただ単に安易にですね、議案にして、まあ、間違ったら間違っただけでどうせ、いわゆる委員会に出して委員さんたちに承認してもらえるんだからいいんだっていうように、安易な考えでこのようにされたんでは困るわけね。議案作成されたんでは、ということは、権利移転だからより慎重に私はすべきだとおもうんですよ。いかに、この、先ほどあったけども、圃場整備の本換地となれば、事業主体というのは、あるいは、県かな、土地改良区の方から必ず農業委員会に必ず来るはずなんですよ。だからそういうことでこの地区は土地改良区なんだということは頭に入っているんだから、やはりこういうのは申請があった場合は、なんぼ一括で出てこようが、やっぱり、私は慎重に取り扱うべきだと思います。後で何とかなるさというそういう考えで議案作成されては、私は困るなと思います。ただ、今後注意して、今からあんまり圃場整備というものは無いでしょうけれども、でも、いろんな権利移動に関するものの議案作成については、より慎重にお願いしたいと思います。</p>
事務局	<p>今のご相談の内容については、確かにそうだとおもいます。受付する職員も意思確認等が必要だと思います。今委員さんよりいただいたことも、担当する者も一人一人ですね注意してまいりたいと思いますのでよろしくお願ひします。</p>
議長	<p>そのほかに質疑ございませんか。 無ければこれで、質疑を終わります。 これから議案第6号を採決します。 お諮りします。 本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p>
	<p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 よって、議案第6号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の取消について」は、原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>日程第16、議案第7号「農地利用状況調査に伴う非農地判断について」を議題とします。</p>
議長	<p>進行番号25番が委員に関する案件であり「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に該当します。 したがいまして、審議の進め方を、「委員に関する案件」と「委員に関する案件以外の案件」に分離して行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。 《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p>

議長	<p>よって、本議案の審議は分離して行うことに決定しました。 はじめに「委員に関する案件」、進行番号 25 番について審議に入ります。</p> <p>本案件は 21 番 佐藤 久順 委員 に関する案件であり、同委員の退場を求めます。</p> <p>《退場を確認》</p>
議長	<p>事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
事務局	<p>この案件は、令和 4 年度の農地利用状況調査で 6 判定（山林原野化）と判定された農地を、さらに精査した後に、土地の所有者宛に非農地の判断に係る事前通知書及び再利用の意向申出書を送付し、再利用の意向の申出があった農地を除外して、今回の議案としております。</p> <p>非農地と判定した場合には、土地所有者に対し、非農地通知書を発出し、市及び県、法務局へ非農地判定を行った旨を通知し、農地台帳を整理することになります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。 これより質疑を行います。 質疑はございませんか。</p>
議長	<p>《質疑なしの声を確認》</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。 これで、質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから、進行番号 25 番を採決します。 お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第 7 号「農地利用状況調査に伴う非農地の判断について」の進行番号 25 番は原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>21 番佐藤久順委員の入場を許可します。</p>

議長	<p>《着席を確認》</p> <p>次に、議案第7号「農地利用状況調査に伴う非農地の判断について」の「委員に関する案件以外の案件」について審議に入ります。 事務局から説明を求めます。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>この案件につきましては、令和4年度の農地利用状況調査で6判定（山林原野化）と判定された農地を、さらに精査した後に、土地の所有者宛に非農地の判断に係る事前通知書及び再利用の意向申出書を送付し、再利用の意向の申出があった農地を除外して、今回の議案としております。</p> <p>非農地と判定した場合には、土地所有者に対し、非農地通知書を発出し、市及び県、法務局へ非農地判定を行った旨を通知し、農地台帳を整理することになります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより「委員に関する案件以外の案件」について質疑を行います。質疑はありますか。</p> <p>質疑はございませんか。</p> <p>《質疑なしの声を確認》</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで、質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第7号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本案は、原案のとおり非農地として決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第7号「農地利用状況調査に伴う非農地の判断について」は原案のとおり非農地として決定することにいたしました。</p>
議長	<p>以上で、本日の日程は、すべて終了しました。</p>
議長	<p>これで、令和5年度第1回登米市農業委員会総会を閉じます。</p>

上記のとおり、相違ないことを証明する。

令和5年4月25日

議長(会長)

高橋清範

議事録署名人 22番

上野栄公

議事録署名人 23番

門馬一郎
